

道路反射鏡（カーブミラー）設置について（補足）

座 間 市



## 1. カーブミラーの設置指針

カーブミラーは、建物や擁壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、自動車運転者の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士または自動車と歩行者の衝突防止を目的として設置するものです。

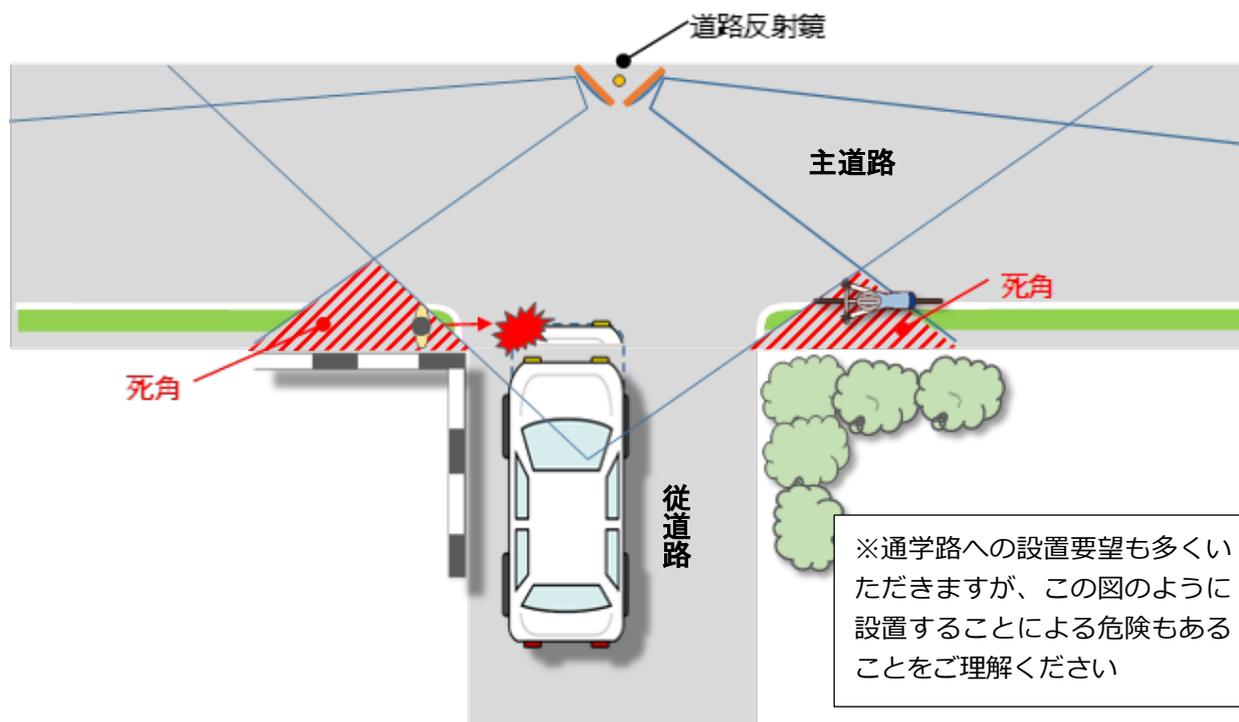
遠近感が分かりにくい等の鏡の特性上のデメリットに加え、鏡のみを注視することによる歩行者の巻き込み事故につながる危険性もあることから、設置については慎重に判断しております。

カーブミラーは、見通しの悪い箇所での安全確認のための「補助施設」であり、設置されたことにより一時停止、徐行、安全運転速度の順守を怠ることなく、安全確認は運転者自身の直接目視により確実にを行うことが大切です。

## 2. カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険となる場合があるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所にもみ、設置を検討しています。

- (1) カーブミラーには死角（視認できない範囲）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- (2) 接近車がないことを遠方から視認できることにより、一時停止や徐行を怠り、死角から出てきた人等を巻き込む接触事故の危険がある。
- (3) カーブミラーに映る自動車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱が生じやすい。



### 3. カーブミラーの設置基準について

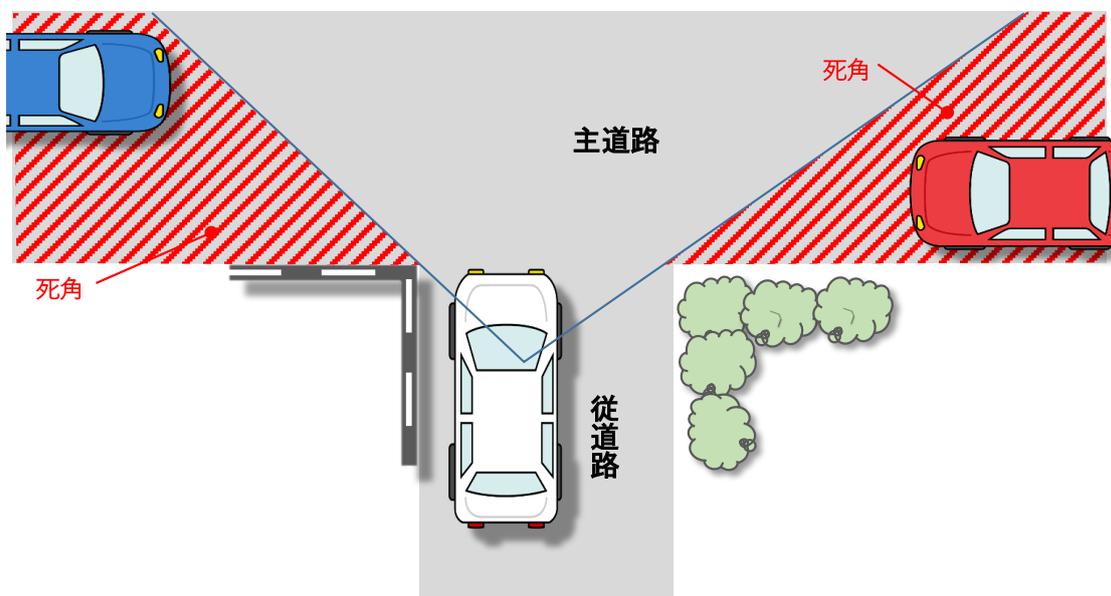
カーブミラーには前述のような特性があるため、5世帯以上の住居または5宅地以上の土地（分筆が済んでいるものに限る）の代表する方からの要望に応じて、現地を精査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで、設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

また、自動車ではなく歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路においては、設置することによる歩行者等への危険性を考慮し、設置しない場合があります。

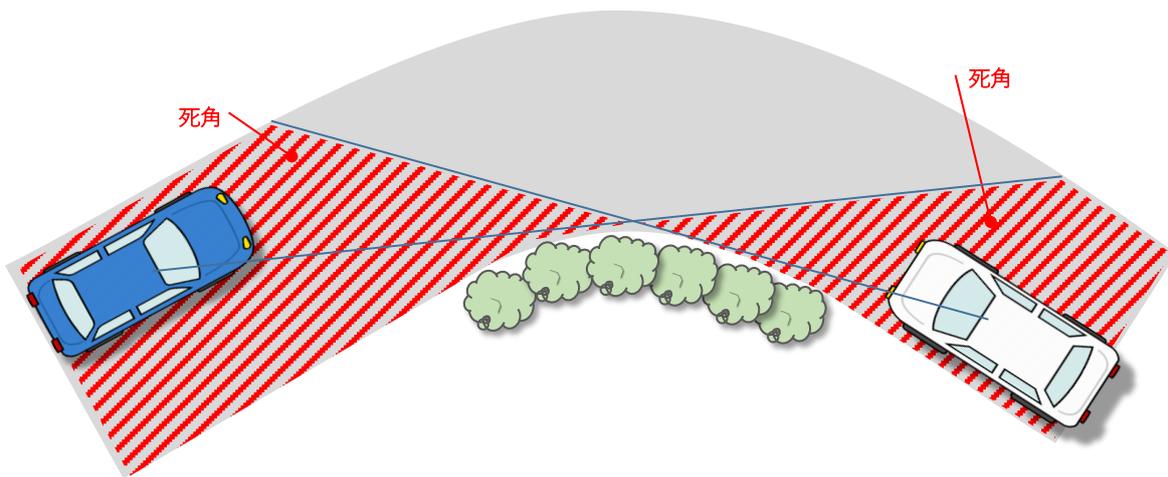
カーブミラーの新規設置に関して、現地精査を実施し、原則として次のような基準を設け判断いたします。

#### (1) カーブミラーを設置する判断基準

- ① 交差点で隅切りがなく（隅切り長3m未満が目安）、優先道路内に車体を進入させなければ自動車を確認できない箇所



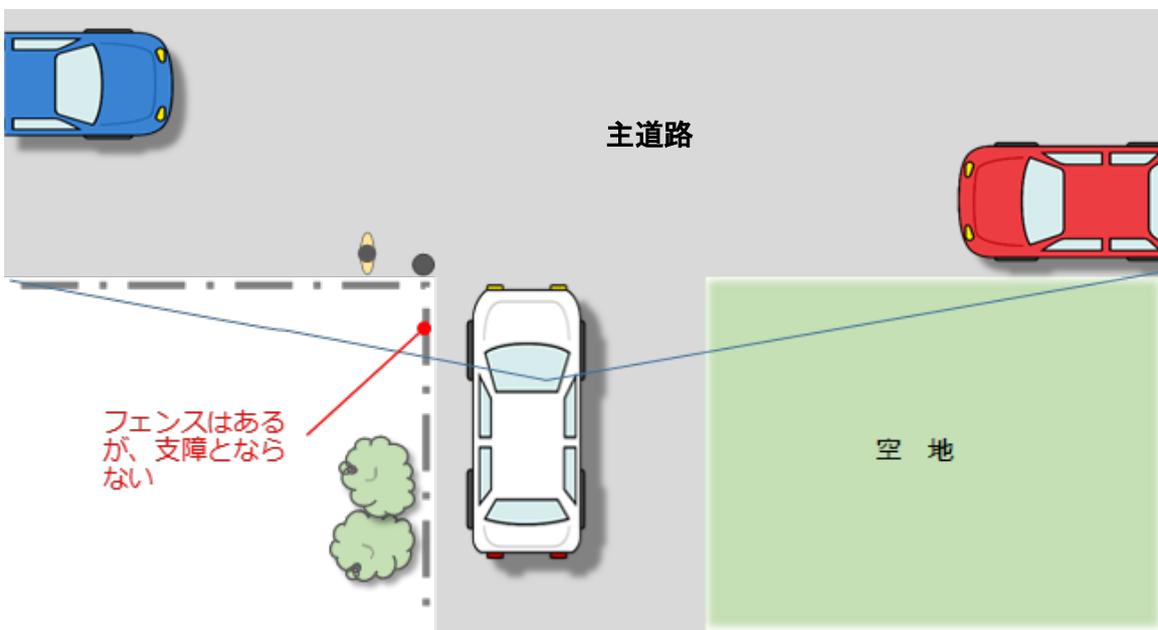
- ② 幅員が狭く屈折または屈曲しており見通しが悪い箇所



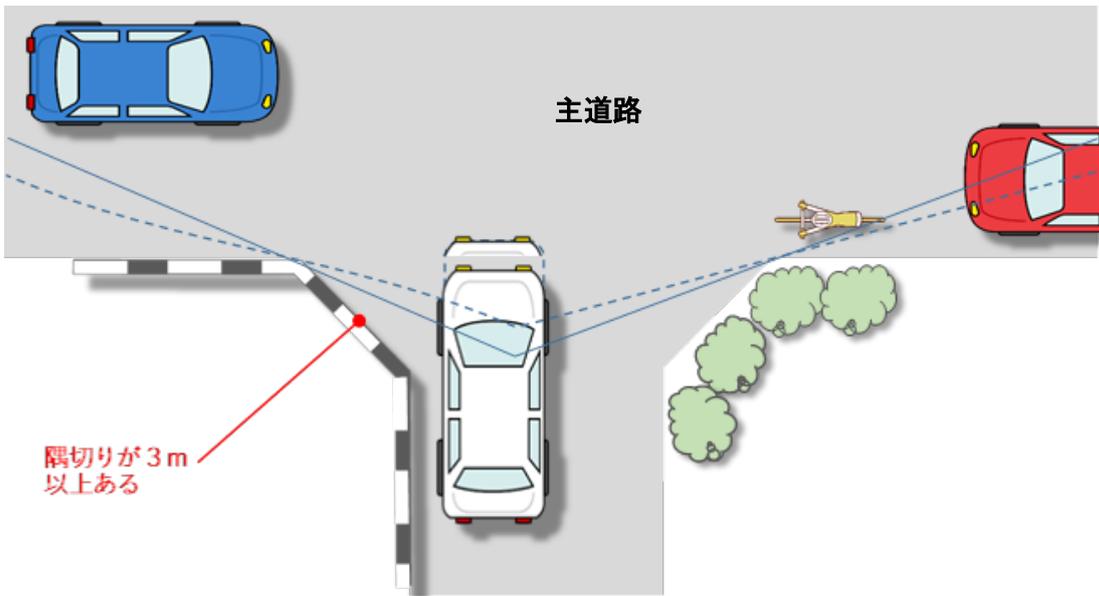
- ③ その他特殊な道路または交通状況において、個々の具体的な状況を勘案し市長が設置することを適当と認めた箇所

(2) カーブミラーを設置しない判断基準

- ① 交差点に隅切りはないが、空き地等により目視による確認が可能な箇所

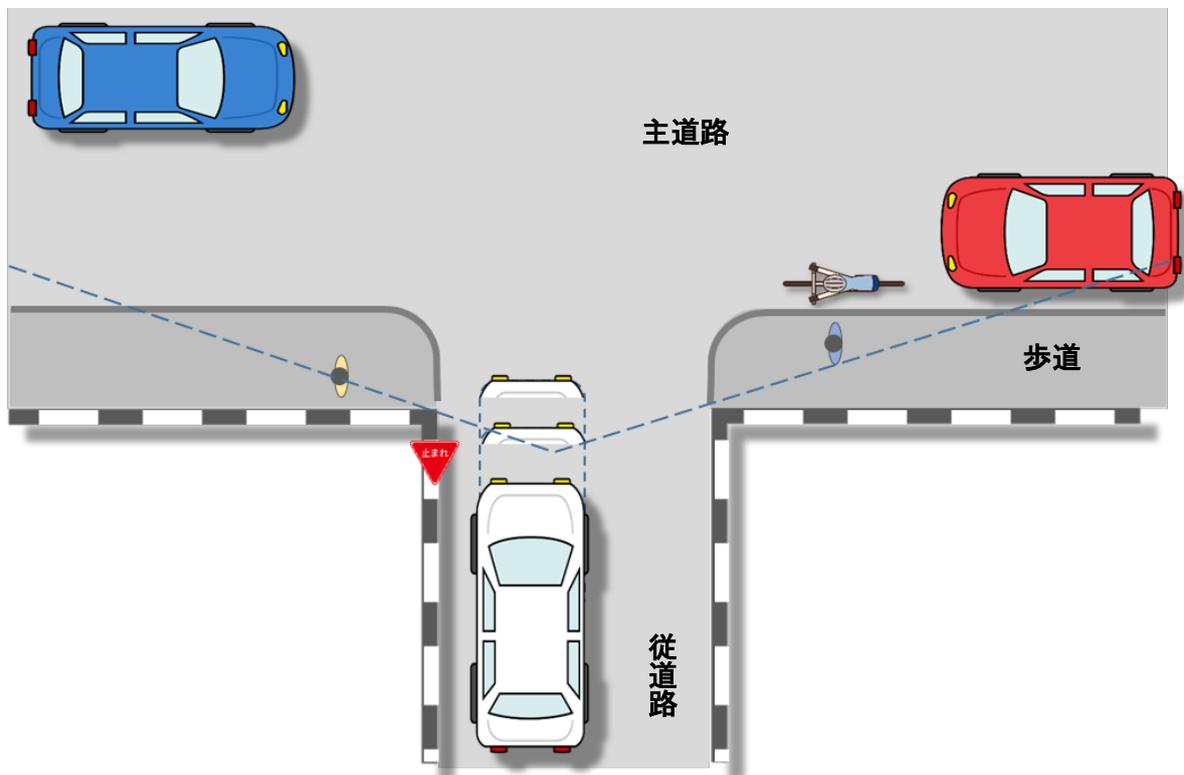


- ② 交差点に隅切りが3m以上あり、徐行することにより目視による確認が可能な箇所



※隅切り部に目視の障害となる電柱等がある場合は、設置する場合があります。

- ③ 主道路側に歩道又は広い路側帯があり、徐行することにより目視による確認が可能な箇所



- ④ 信号のある交差点
- ⑤ 工事等で一時的に見通しの悪い箇所

- ⑥ 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入り箇所
- ⑦ 私道と市道の交差点及び私道内（道路反射鏡設置基準第3の(3)の基準を満たした私道を除く）
- ⑧ 交通量が極端に少ないと考えられる箇所（5世帯未満の行き止まりの市道の出入り箇所含む）
- ⑨ 主道路にカーブミラーを設置できる余地がない箇所  
（設置することにより主道路の有効幅員が狭くなり、カーブミラーへの接触事故や歩行者等に支障の恐れがある場合など）

### (3) カーブミラーの撤去

既存のカーブミラーが、道路改良工事等において上記の設置基準を満たさなくなった場合、またカーブミラーを設置したことにより一時停止、徐行、安全運転速度等の順守を怠り、設置する以前より重大事故が多発した場合には、撤去します。

また、私有地に設置したカーブミラーにおいて、地権者より移設または撤去の申し出があった場合も同様に移設または撤去いたします。

なお、カーブミラーは道路施設であることから原則住宅建設等の都合による撤去、移設には応じられませんのでご注意ください。

## 4. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置要望につきましては5世帯以上の住居または5宅地以上の土地（分筆が済んでいるものに限る）を代表する方から要望を受け付けています。

設置できると判断する箇所においても、設置可能な場所が確保できない（設置箇所に駐車場などがある等）場合は設置しない場合もあります。